

**改正**

平成16年3月30日規則第19号

平成17年7月8日規則第26号

平成18年8月31日規則第24号

平成23年5月18日規則第23号

平成26年3月31日規則第14号

荒尾市地域産業交流支援館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

**第2条** 荒尾市地域産業交流支援館（以下「支援館」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3月前から使用日当日の午後7時30分までに荒尾市地域産業交流支援館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

**第3条** 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、使用を許可した者に対しては、荒尾市地域産業交流支援館使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用の変更又は取消し)

**第4条** 前条の規定により支援館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用日の前日までに荒尾市地域産業交流支援館使用変更（取消）許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更又は取消しを許可した者に対しては、荒尾市地域産業交流支援館使用変更（取消）許可書（様式第3号の2）を交付する。

(使用料の還付)

**第5条** 条例第10条第3項ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 天災地変等不可抗力により使用できないとき。

(2) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。

(3) 使用日から起算して10日前（休館日を除く。）までに使用の申請を取り消し、又は変更の申出をし、市長が、相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

**第6条** 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請をするときに、荒尾市地域産業交流支援館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、前項の基準により審査し、適当と認めた者に対しては、荒尾市地域産業交流支援館使用料減免決定通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

**第7条** 使用者は、支援館の館長及び職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(4) 建物又は設備を汚損しないこと。

(5) 使用が終わったときは清掃を行うとともに、速やかに原状に回復しなければならない。

(6) 前各号のほか、市長が管理上必要と認めたこと。

(指定管理者による管理)

**第8条** 条例第13条第1項の規定に基づいて支援館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第6号中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」と、第5条及び第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第2条中「様式第1号」とあるのは「様式第5号」と、第3条中「様式第2号」とあるのは「様式第6号」と、第4条第1項中「様式第3号」とあるのは「様式第7号」と、同条第2項中「様式第3号の2」とあるのは「様式第7号の2」と、第6条第1項中「様式第4号」とあるのは「様式第8号」と、同条第3項中「様式第4号の2」とあるのは「様式第9号」とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月8日規則第26号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日規則第24号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年5月18日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

使用区分		減免率
1	市が行政目的のために主催する行事に使用するとき。	10割
2	市が共催する行事で地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりに資するために使用するとき。	5割
3	市が後援する行事で地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりに資するために使用するとき。	2.5割
4	その他市長が公益上必要と認めるとき。	市長が定める率

備考 冷暖房使用料は、使用区分1を除き減免の対象外とする。